

**「調理」トレーニング教室（広域型）事業業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

## **1 案件名称**

「調理」トレーニング教室（広域型）事業業務委託

## **2 業務内容に関する事項**

### **（1）事業目的と概要**

65歳以上の男性は、女性に比べ介護予防への取組の意識が低い傾向にある一方で、介護予防の取り組みとして、「栄養バランスの取れた食事を摂りたい」という希望を持たれている。しかし、自身での食事の用意については、男性は女性に比べて低く、日常の食事作りに対して不安を感じられている。

そういった現状から、「調理する」「食べる」ことを通じて、仲間づくりや食事・栄養に関する知識の習得等につなげるため、65歳から74歳の主に男性を対象とした「調理」トレーニング教室（以下、「トレーニング」という。）を実施し、調理の工程を共に考え、動くことでの教室参加者の仲間づくりや、手段的日常生活動作（IADL）を維持することにより、フレイル予防、介護予防につなげるものである。

### **（2）委託業務内容**

ア トレーニングの企画・運営

イ 具体的内容については、別紙「仕様書」を参照すること

### **（3）事業規模（契約上限額）**

金 2,200,000円（消費税額、地方消費税額及び当業務に係る一切の経費を含む）

### **（4）契約期間**

契約締結日から令和8年3月31日

### **（5）履行場所**

本市指定場所

### **（6）費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## **3 契約に関する事項**

### **（1）契約の方法**

大阪市契約規則規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### **（2）委託料の支払い**

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり  
なお、契約書の条項の文言変更を認めない。

### (4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

### (5) 再委託について

- ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」である、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等については、受注者はこれを再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる（１）、（４）の要件を満たすとともに、（２）、（３）においてはいずれか一方に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されていること。また、企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）に登録されていないものについては、応募書類提出時において、引き続いて 1 年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあたっては、法人税、消費税及び地方消費税、市町村税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

## 5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年7月30日(水)
・ 質問受付締切日	令和7年8月5日(火)
・ 質問に対する回答日	令和7年8月8日(金)
・ 参加申請書類の提出期限	令和7年8月15日(金)
・ 参加資格決定通知	令和7年8月19日(火)
・ 企画提案書提出締切日	令和7年9月1日(月)
・ 審査結果通知日	令和7年9月12日(金)
・ 契約締結時期	令和7年9月下旬
・ 事業完了	令和8年3月31日(火)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 公募開始日から令和7年8月15日(金)  
土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時30分まで

イ 提出書類

#### 【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
- (ウ) 使用印鑑届(様式5)
- (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:原本】
- (オ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
- (カ) 直近1か年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
- (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
- (ク) 直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)  
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

※(カ)及び(キ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式は任意)を提出すること。

※(ウ)～(キ)は、参加申請時点において、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする。(様式2-1に承認番号を記載すること)

#### 【共同事業体の場合】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-2)
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
- (エ) 使用印鑑届(様式5) ※代表構成員のみ

- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (カ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）  
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式は任意）
- (コ) 共同事業体協定書（写し）

※(ウ)及び(カ)～(ケ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式は任意）を提出すること。

※(エ)～(ク)は、参加申請時点において、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3「共同事業体届出書兼委任状」に承認番号を記載すること）。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出先 「9提出先」に記載のとおり

オ 提出方法 持参または送付による。送付の場合は期間内に必着とする。

カ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者E-mailアドレスあてに令和7年8月19日(火)（予定）に通知する。

## (2) 質問の受付

質問については、原則として次の方法のみ受付し、個別の質問には回答しない。

ア 受付期間 公募開始日から令和7年8月5日（火）午後5時30分まで

イ 提出方法 質問票（様式1）を電子メールに添付し fa0266@city.osaka.lg.jp へ送信すること。

ウ 回答方法 令和7年8月8日（金）頃に大阪市ホームページ上で公開する。

## (3) 企画提案書の提出

ア 受付期間 令和7年8月20日（水）から同年9月1日（月）

受付時間 午前9時から午後5時30分まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

イ 提出書類 ・企画提案書（様式6-1又は様式6-2）  
・様式6-1又は様式6-2に記載の提出書類一式  
※企画提案内容作成要領を踏まえて作成すること

ウ 提出部数

(ア) 2部（正本1部 副本1部）

その他必要書類のデータ(Adobe Acrobat Reader PDF)をCD-R又はDVD-Rにコピー

し、申請書類（正本1部、副本1部）に添えて提出すること。また、提出時点において、ウイルスチェックを行っておくこと。

(イ) 応募書類は正本1部、副本1部のセットを、それぞれ穴をあけてA4フラットファイルに綴り、項目ごとにインデックスを貼り提出すること。

(ウ) 副本1部については、匿名性を確保するため、応募事業者の名称及び代表者氏名について、マスキング（匿名化）処理を行うこと。

※ データで提出する副本についても同様の箇所をマスキングすること。

(エ) 応募様式以外の資料等についても、正本と同様（写し可）に副本にも添付すること。

エ 提出先 「9 提出先」に記載のとおり

オ 提出方法 持参もしくは送付により提出すること。なお、送付の場合は期間内に必着とする。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については「調理」トレーニング教室業務委託事業者選定会議により行い、その意見を受けて選定する。ただし、最も点数の高い事業者であっても、合計点数が180点に満たない場合は、委託予定事業者として選定しない。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和7年9月9日（火）午前を予定

※詳細な時間は応募事業者に別途通知する。

(イ) 場所 大阪市役所内会議室

(ウ) 内容・方法 事業者による説明・質疑応答

・1者あたり2名までとする。

・プレゼンテーションにおいて、新たな企画内容の追加は認めない。ただし、企画提案内容をより明確に伝える目的での追加資料の提出は認める。追加資料については、担当課に連絡のうえ、開催日の3日前（開催日・土日祝を含まない）までに、当日使用する形態（紙媒体・データ等）により事前に確認を受けること。

また、その際事業者の匿名性の確保等、必要な修正を指示する場合がある。

・本市において、選定委員がプレゼンテーションの画面を確認するためのモニター（HDMI ケーブル接続可）を準備する。その他必要な機材は応募事業者で準備すること。なお、設置に時間を要する機器の使用は認めない。

・1者あたり20分程度（うち、説明10分以内、質疑応答含む。）を予定。

・プレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、(2) 審査項目の「評価項目」中、「2 企画提案内容①」の評価点が高い方とし、なおも評価点が同点の場合は「3 企画提案内容②」の評価点が高い方とする。それでも、同点の場合は委員の合議により選定する。

## (2) 審査項目

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(委員1人あたり配点)

評価項目		評価の視点	配点
1	受託にあたっての基本方針 (趣旨と目的の理解度)	<事業目的および業務内容の理解度> ・事業及び業務の趣旨・目的を理解しているか	20点
2	企画提案内容① (教室プログラム内容等)	<業務実施にかかる具体的内容> ・調理トレーニングについて、介護予防の視点も踏まえて提案されているか ・提案された内容が参加者への適切かつ効果的なプログラムを実施できるものとなっているか ・調理や介護予防の取組みについて、プログラム終了後も、継続して日常生活に生かすことができる提案となっているか ・参加者の行動変容につながる工夫が提案されているか ・参加者同士の交流や地域コミュニティづくりを目指すための働きかけなどの具体的な内容が提案されているか ・本事業の効果検証として有効と考えられる手法が提案されているか	20点
3	企画提案内容② (事業の実施管理体制等)	・業務を円滑に進めるにあたり、人員の確保やプログラム実施内容の質の確保などを踏まえた十分な実施体制であるか ・食中毒予防など、衛生管理に関する体制が整っているか	20点
4	運営基盤	<運営基盤> ・事業を確実に遂行できる運営基盤(財務状況等)であるか ・個人情報の保護措置が確保できる体制が整備されているか ・苦情処理に係る責任体制が整備されているか	20点
5	過去の実績	・過去3年間の、官公庁又は民間企業における調理に関する指導や料理教室の実績があるか(申請者の開催分も含む。)	10点
6	費用積算内容	<費用積算の妥当性> ・費用積算根拠が妥当か	10点
計			100点

## (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果の概要は決定後速やかに、全ての参加者(共同事業体含む)に文書で通知するとともに本市ホームページに掲載する。

## (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- イ 他の参加者（ただし、共同事業体で応募する場合、その構成員は除く。）と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## **8 留意事項**

- ア 企画提案書の作成等応募に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替えは認めない。
- カ 選定された委託候補者と採用された企画提案を基に協議を行う。また、仕様書を作成する際、企画提案内容に応じて内容の一部を変更することがある。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## **9 提出先**

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）  
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課  
TEL：06-6208-9957  
メール：[fa0266@city.osaka.lg.jp](mailto:fa0266@city.osaka.lg.jp)